

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」の
閣議決定を受けた対応について

各地方経済産業局担当課室
内閣府沖縄総合事務局地域経済課 御中

平成27年2月6日
中小企業庁 技術・経営革新課

平素より中小企業行政に御尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、都道府県等からの地方分権改革に関する提案募集に基づいて、1月30日に開催された地方分権改革推進本部（第7回会合）におきまして、総理から経済産業大臣に対し、対応方針に基づき取組を進めるよう指示がありました。また、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）より、対応方針に沿った法案化作業等への御協力をお願いするとともに、政省令の整備、通知の発出等により措置する事項について、地方からの提案の趣旨を踏まえ、迅速・丁寧に対応していただくよう依頼がなされております。

これを踏まえ、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に係る対応方針については、「法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等（戦略的基盤技術高度化支援事業）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。」とされているところ、以下の方針で対処いただくようお願いいたします。

記

1 対応内容

①都道府県等※における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換

- ・公募スケジュール及び事業スキーム等について、管轄内の都道府県等に対して、公募前に情報提供及び意見交換を実施願います。大学・公設試等の研究機関等への本事業の周知、相談体制及び成果普及の強化を図るよう都道府県等にお伝えください。
- ・商工担当者による連絡会議等において意見交換等を実施いただくことを想定しておりますが、特段の事情がある場合は電子メール等による情報提供も可とします。

※「都道府県等」は、**都道府県及び政令指定都市**とします。

②都道府県等に対する交付決定等に係る情報提供

- ・採択公表を実施した際に、①にて御対応いただいた担当者に対し、採択公表ページ等を周知願います。

2 対応時期

①については3月中下旬、②については7月頃を予定しております。

公募スケジュール及び事業スキーム等が固まった段階で改めて御案内いたします。

以上